

平成二十年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事及び広島県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十一年十二月二十八日

同	同	同	広島県監査委員
			富永健三
			下原康充
			高橋義則
			加賀美和正

平成 20 年度包括外部監査の結果による措置状況

<知事所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【テーマ】 広島県における委託料について</p> <p>第4 各論 各部署毎の委託料の監査結果</p>	
<p>2 環境県民局（報告書 P75～）</p>	
<p>No.20 人権啓発テレビ番組の制作・放映</p> <p>（1）委託業務の詳細 本件は、人権啓発テレビ番組の制作・放映並びに収録番組のDVD及びビデオテープ納入を業務の内容とする。</p> <p>（2）問題点・問題の状況 契約書7条には、委託業務完了報告書の他に成果品（納品物）の提出を義務づけているが、瑕疵担保責任についての契約の定めがないので、検収の日から一定期間を経過した後は、成果品の瑕疵が発見された場合にその修補を県自らの負担において実施せざるを得ない状況となる。</p> <p>（3）指摘事項／意見 【意見】 成果品の瑕疵が発見された場合修補を受注事業者に適切に行わせることができるよう、契約書において、必要に応じて瑕疵担保責任の期間や内容（修補、代金減額、解約条件等）を適切に設定することが望ましい。</p>	<p>平成 20 年度の事業を実施するために平成 20 年 10 月 16 日に締結した契約について、平成 21 年 1 月 16 日付で瑕疵担保責任に関する条項を追加する旨の変更契約を行った。</p>
<p>No.67 大気自動測定器等の保守管理業務</p> <p>（1）委託業務の詳細 本件業務は、県が設置している大気汚染常時監視測定局に設置している大気自動測定器が正常に稼動するために必要な保守管理と大気測定データ管理業務である。</p> <p>（2）問題点・問題の状況 本件は連続 3 年「環境計測株式会社」が受託先になって、ほぼこの業務を独占した形になっているが、これほど長期にわたり競争性のない環境で同一業者に発注していること、しかも落札率は 100%と極めて高い状況にあることには、違和感を感じざるを得な</p>	<p>平成 20 年度から指名競争入札から一般競争入札に変更し、公告を行って事業者の応募を広く求めた。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>い。今後もこのような環境が続くならば、今後の仕様や積算基準の見直しなどを検討し、設計金額の算定や予定価格の決定には、一層厳格な注意をもって臨む必要があると考える。</p> <p><b>(3) 指摘事項／意見</b>  <b>【意見】</b>  指名競争入札の範囲を広げるなどして競争性を高める事を検討されるべきである。</p>	
<p><b>No.68 大気汚染監視測定局の吸収液調整等業務</b></p> <p><b>(1) 委託業務の詳細</b>  本件業務は大気汚染監視測定局の吸収液調整等業務であり、調製器材の設置・洗浄及び試薬等の保管が可能な広さを有する独立した区画を有する調製場所を確保し良好な調製環境を有する必要があるとされる。</p> <p><b>(2) 問題点・問題の状況</b>  連続28年「広島県環境保健協会」が、本件契約の受託先になってこの業務を独占した形になっているが、これほど長期にわたり競争性のない環境で同一業者に発注していること、しかも落札率は98.2%と極めて高い状況にあることには、違和感を感じざるを得ない。今後もこのような環境が続くならば、今後の仕様や積算基準の見直しなどを検討し、設計金額の算定や予定価格の決定には、一層厳格な注意をもって臨む必要があると考える。</p> <p><b>(3) 指摘事項／意見</b>  <b>【意見】</b>  指名競争入札の範囲を広げるなどして競争性を高める事を検討されるべきである。</p>	<p>平成20年度から指名競争入札から一般競争入札に変更し、公告を行って事業者の応募を広く求めた。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>3-1 健康福祉局（一般会計） （報告書P81～）</p>	
<p>No.100 在外被爆者保健医療助成事業</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 客観的な見積を取得することにより、設計価格の妥当性を担保すべきである。</p> <p>② 長期契約を検討すべきである。</p>	<p>① この事業については、国庫 10/10 の委託事業であり、助成費は国において決定、事務費も国において民間市況等を勘案するなどにより単価が設定されている。このため、県が委託を受ける時点で、設計の妥当性は担保されているといえる。</p> <p>② この事業は、国において毎年度要綱・要領を定めて実施するものであるため、事業内容、助成費等が変わる場合も想定される。このため長期に継続して契約する事業にはなじまない。</p>
<p>No.109 ナースセンター事業運営費</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>パンフレット、ポスターの作成配布を委託業務内容としているので、著作物に関する権利の取扱について、権利帰属者を定める契約上の合意をしておくべきである。</p>	<p>平成21年度の契約書の条文として、「著作権の帰属」を追加して明記した。</p>
<p>No.419 広島県食品衛生推進事業</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>啓発資料の作成配布業務も委託業務の内容とされているので、著作物に関する権利について、権利帰属者を定める契約上の合意をしておくべきである。</p>	<p>平成21年度の委託契約において、著作物に関する権利について、県に帰属する旨の契約上の合意を行った。</p>
<p>No.456 社会福祉人材育成センター運営事業</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>ポスター、パンフレット、リーフレットの作成業務が含まれているので、著作権帰属に関する条項を委託契約書に加えて合意すべきである。</p>	<p>平成21年度広島県社会福祉人材育成センター運営事業を委託する際、著作権帰属に関する条項を委託契約書に加えて合意した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>4 農林水産局（報告書 P125～）</p>	
<p>No. 5 シトラスパーク品種展示園管理業務</p> <p><b>【意見】</b> 承諾の有無を明確にするため、再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨を契約文書に明記すべきである。</p>	<p>シトラスパーク品種展示園管理業務は、平成20年度をもって終了した。 なお、この監査結果を参考とし、平成21年度の委託事業（「県産果実販売強化事業」）の契約文書には、再委託の承諾は予め書面を要する旨を明記した。</p>
<p>No. 20 漁業取締船建造設計業務委託</p> <p><b>【意見】</b> プロポーザルの参加申込み期間を、多くの業者が参加可能な時期にすべきである。</p>	<p>今後、契約事務に当たっては、公正かつ競争性のある契約方法となるよう適正な事務処理を行う。</p>
<p>No. 22 マリーナサイド海老園住宅用地の分譲地処分に係る現地駐在及び販売促進に関する契約</p> <p><b>【指摘】</b> 予定価格は、設計金額を検討して決める必要があるが、設計書の作成や設計金額の算定がされていないにもかかわらず予定価格調書を作成していることは、契約規則第18条に違反している。</p> <p><b>【意見】</b> 設計金額算定に際しては、委託先が再委託先から取った見積書をそのまま委託先の見積書として採用するのではなく、県が独自に見積もりを取って検討したうえで決める必要がある。</p> <p><b>【意見】</b> 広島県の内部監査において指摘されたとおり、口頭による承認は誤解を招く恐れがあるので、再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨、契約文言に明記すべきである。</p>	<p>予定価格の決定に際して、設計書による設計金額の算定が必要であることの認識不足により、見積書によって予定価格調書を作成したものであるが、この指摘を踏まえ、平成20年度及び平成21年度の契約業務においては、執行伺いにおいて、契約の方法や内容をはじめ、設計書により設計金額の算定を行った上で、契約担当職員が予定価格調書を作成している。</p> <p>平成21年度については、県が独自に業者から見積書を徴収した上、設計金額の検討を行った。</p> <p>平成20年度及び21年度においては、再委託の申請及び承認を文書により行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p><b>No. 23 集排機器単価実態調査業務</b></p> <p><b>【意見】</b> No. 24 の契約と比較すると、指名競争入札における相手方選定過程に不自然なものがあるから、調査をしたうえ、「中国地方の国・県からの元請け施行実績がない者」を指名対象から排除しない方向で、指名競争入札における指名業者選定の基準を見直すべきである。</p>	<p>No. 23・No. 24 とともに同一の指名競争入札における指名業者選定の基準によっており、相手方選定過程は同じものである。</p> <p>平成 20 年度の執行に当たっては、県の入札参加者名簿で、その他分野及びその他部門で登録し、経済調査等を希望する者に対し、単価実態調査の全国での実績及び業務実施が可能かどうか、電話による聞き取り調査を実施した。</p> <p>この結果を踏まえ、平成 21 年 1 月 29 日に指名通知した「平成 21 年度農業集落排水機器単価実態調査業務」では、「平成 18 年度以降に国・県・市町村などが発注した、建設資材の価格調査業務の施行実績がない者」を除外し、「中国地方の国・県からの元請け施行実績がない者」を指名対象から排除しないよう、指名業者選定の基準を見直した。</p>
<p><b>No. 24 建設資材単価実態調査業務</b></p> <p><b>【意見】</b> No. 23 の契約と比較すると、指名競争入札における相手方選定過程に不自然なものがあるから、調査をしたうえ、「中国地方の国・県からの元請け施行実績がない者」を指名対象から排除しない方向で、指名競争入札における指名業者選定の基準を見直すべきである。</p>	<p>No. 23・No. 24 とともに同一の指名競争入札における指名業者選定の基準によっており、相手方選定過程は同じものである。</p> <p>平成 21 年度の執行に当たっては、県の入札参加者名簿で、その他分野及びその他部門で登録し、経済調査等を希望する者に対し、単価実態調査の全国での実績及び業務実施が可能かどうか、文書による意向調査を実施した。</p> <p>この結果を踏まえ、平成 21 年 4 月 6 日に指名通知した「平成 21 年度建設資材単価実態調査業務」では、「平成 19 年度以降に国・県・市町村などが発注した、建設資材の価格調査業務の施行実績がない者」を除外し、「中国地方の国・県からの元請け施行実績がない者」を指名対象から排除しないよう、指名業者選定の基準を見直した。</p>
<p><b>No.35 森林計画情報システム運用保守整備業務</b></p> <p><b>【意見】</b> CIO による審査の下で、契約金額の妥当性の検証をすることが望ましい。</p>	<p>平成 20 年度の情報システム運用状況等調査において、CIO に対し、平成 21 年度のシステム運用に係る委託料等の予算措置について回答している。</p> <p>なお、平成 22 年度予算措置に当たっては、システム運用の委託料についての検証を事前に CIO に依頼することとしている。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p><b>No.37 森林簿異動状況調査業務</b></p> <p>①【意見】 個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p> <p>②【意見】 再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨、契約文言に明記すべきである。</p>	<p>① 平成 21 年度から、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載することとした。</p> <p>② 平成 21 年度から、再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨、契約文言に明記することとした。</p>
<p><b>No.45 県営林管理業務</b></p> <p>①【意見】 委託料は県との協議により、業務量と人員配置の見直しが行われ委託料の削減がなされてきているが、今後もこのような業務量と人員配置の見直しを続けることが望ましい。</p> <p>②【意見】 再委託は、原則として禁止すること。例外的に再委託をする必要があれば、予め書面による承諾申請と承諾を要する旨契約文書に明記すべきである。</p>	<p>① 今後も業務量等の見直しを継続することとしている。 なお、平成 21 年度の委託料は 13,450,000 円（平成 19 年度の 89%）となっている。</p> <p>② 平成 21 年度から契約文言に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。</li> <li>・ 再委託をする場合には、予め書面による承諾を要すること。</li> </ul> <p>を明記した。</p>
<p><b>No. 135 H 1 9 年度 宮島公園松くい虫防除緊急対策事業</b></p> <p>【指摘】 予定価格が 1 0 0 万円を超える委託業務を、随意契約にしたことは、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 号、契約規則 2 9 条違反である。</p>	<p>本件は委託業務であるところを、建設工事に係る森林整備事業と同様の扱いをしたため、随意契約としたものであったが、H 2 0 年度から、森林整備事業における一般競争入札制度の導入に併せ、宮島公園松くい虫防除緊急対策事業においても一般競争入札により実施している。</p>
<p><b>No. 158 県営中山間地域総合整備事業尾立地区農地造成整地工事</b></p> <p>①【意見】 再委託の承諾は、予め書面による承諾を要する旨契約文言に得る必要があることを明記するべきである。</p>	<p>再委託については、平成 21 年 4 月 1 日付けで、委託工事契約約款を改正し、再委託時の甲(県)の承諾を明示した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No. 296 ほ場整備川尻地区整地工事</p> <p>①【意見】 競争入札をすることを検討すべきである。</p> <p>②【意見】 契約書には、再委託は、原則として禁止する旨を明記するとともに、再委託をする場合は、予め承認申請をして県の書面による承諾を得る必要があることを明記すべきである。</p>	<p>(財)広島県農林振興センターへのほ場整備整地工事等の委託については、経営体育成基盤整備事業川尻地区(世羅町)を除き、H21年度から取りやめ、建設業者へ請負契約により実施することとした。</p> <p>(川尻地区については、H20工事で施工したほ場の基盤切盛に引き続き実施する、基盤整地～表土整地工事のみ、センターへ委託した。これについては、2工事が完成しはじめてほ場として一体のものとなることから、2工事の施工者が異なる場合、施工不良時等の責任の範囲が不明確となるなど、密接不可分な関係にあり、一貫した施工が技術的に必要とされるものであり、やむをえないと考えている。)</p> <p>再委託については、平成21年4月1日付で、委託工事契約約款を改正し、一括再委託の禁止及び再委託時の甲(県)の承諾を明示した。</p>
<p>No. 304 ほ場整備箱地区換地処分等事務委託</p> <p>①【意見】 再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨、契約文言に明記すべきである。</p> <p>②【意見】 個人情報保護に関する規定があるが損害賠償条項などが欠落しているので、17年度に広島県個人情報取扱委託基準の改訂後の別記特記事項をつけるほうが好ましい。</p>	<p>再委託の承諾については、運用上、書面により行っていたので、事実上の問題はなかった。</p> <p>なお、平成21年4月1日付で広島県営土地改良事業換地処分等事務取扱要領が改正され、再委託の承認申請は書面(再委託承認申請書)による旨、契約書の様式に明記されたため、承諾についても文書により行う取扱いとなった。</p> <p>当該委託業務以外の契約については、改訂後の広島県個人情報取扱委託基準に準拠した特記事項を別記として契約書に添付している。</p>



監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>6 企業局（報告書 P160～）</p>	
<p>＜一括再委託に近い型＞  No.196 三ッ石浄水場沈殿池等清掃業務委託  No.215 三ッ石浄水場1系消石灰溶解槽他清掃及び点検業務委託</p>	
<p>①【意見】 ～広島西部水道事務所  指名業者の選定は、業務の主要部分の作業ができる設備を有する事を条件とするか、有することを確認して行うべきである。  また、本件のように再委託先への委託料の割合が多くなるケースでは、再委託先に直接発注できるように、委託業務を分離させるか、入札参加資格者名簿を整えることを検討すべきである。</p>	<p>① 平成20年度からは、業務の主要部分ができる業者との委託契約を行っている。また、再委託先への委託料の割合が多くなると考えられる業務においては、委託業務の分離の検討や業者の入札参加資格について、事前審査段階で十分留意する。</p>
<p>②【意見】 ～広島西部水道事務所  委託申請書の脚注に、「（注）契約内容の確認できるもの（契約書の写し等）を添付すること」としているが、これは事後承認を許容しているかの誤解を招く。今後もこの申請書の書式を使用するのであれば、申請時には脚注の記載は当該申請書から削除を求めべきである。</p>	<p>② 不適切な表現については、文言の修正や削除を求めるなど、事務所内で周知徹底を図り、今後、同様の申請においては十分留意する。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>＜事後承認型＞ No.200 三ッ石浄水場急速ろ過池設備点検整備業務委託</p>	
<p>①【指摘】 ～広島西部水道事務所 受託者が、再委託の承認を受ける前に再委託の契約を成立させていることは、委託契約第3条に違反しているが、発注者（企業局）が、これを承認（事後承認）したことも、委託契約第3条に違反している。</p>	<p>① 再委託にあっては、事前承認を徹底するよう事務所内で周知を図り、受託者に対しても適切な処理を行うよう指導している。</p>
<p>②【意見】 ～広島西部水道事務所 注文請書に工事期間として記載されている業務委託期間は「7月13日～9月30日」とされていることから、再委託の承認申請前から再委託先が業務を開始していた可能性も否定できない。従って再委託の承認申請前から業務を開始していたかどうかを調査し、もし開始していたなら、このようなことがないように今後の監督を徹底するよう指示すべきである。</p>	<p>② 再委託における注文請書記載の委託業務期間の始期は、再委託の承認申請日及び同承認日「7月17日」より以前の7月13日からとなっていたが、調査した結果、再委託先による業務は、再委託の承認申請及び承認日以後の9月4日から開始していたことを作業日報により確認した。</p>
<p>③【意見】 ～広島西部水道事務所 受託者が再委託の承認を受ける前に、再委託先との間で注文書と注文請書により契約を成立させるのであれば、注文書と注文請書に、受託者が再委託の承認を受けることを停止条件とすることが明記されたものが提出された場合に限り、再委託承認申請を受理し、審査するべきである。</p>	<p>③ （①に同じ）</p>

平成 20 年度包括外部監査の結果による措置状況

<教育委員会所管分>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【テーマ】 広島県における委託料について</p> <p>第 4 各論 各部署毎の委託料の監査結果</p>	
<p>7 教育委員会（報告書 P164～）</p>	
<p>No. 13 広島県教育情報ネットワーク運用管理等業務</p> <p>【意見】 委託業務の全部又は一部を第三者に委託するときには、委託契約書において、書面による承諾を必要とすることを明記すべきである。</p>	<p>平成 21 年 9 月より契約開始した広島県教育情報ネットワーク運用管理等業務においては、委託契約書第 5 条を「あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは」と変更した。</p>
<p>No. 17 平成 20 年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験（第 2 次試験）適性検査・判定業務</p> <p>【意見】 100%再委託すべき特別の理由があれば再委託の承諾申請を受け付ける際にこれを明記した書面を徴取すべきである。</p>	<p>監査における意見を受けて、平成 21 年 7 月 31 日に契約した今年度の同委託契約において、再委託の承諾申請を受け付ける際に、その理由等を明記した書面を契約業者から徴取したところである。</p> <p>それに基づき、再委託すべき特別の理由があると認められることから、平成 21 年 8 月 4 日付けで再委託の承諾を行った。</p>
<p>No. 54 広島県立芦品まなび学園高等学校校舎（39 号棟）耐震改修工事に伴う実施設計委託</p> <p>【意見】 法律に基づく事業協同組合については、広島県の入札資格者名簿に登録する段階で、官公需適格組合制度の証明を受けていない組合については証明を受けるよう促すべきである。</p>	<p>事業協同組合に対しては、平成 21 年度から、官公需適格組合制度の証明を受けるよう指導している。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No. 409 昇降機保守点検業務</p> <p><b>【意見】</b> 委託業務の全部又は一部を第三者に委託するときには、委託契約書において、書面による承諾を要する旨明記すべきである。</p>	<p>尾道東高校に対し、施設管理業務委託事務処理要綱第7条に、「受託者が施設の管理業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ書面により申請させ、契約担当職員の承認を受けさせる」旨の記載があることを確認させ、次期契約においては、表現を改めるよう指導した。</p> <p>今後も、適切な記載を指導する。</p>
<p>No. 505 大竹高校機密文書処理業務</p> <p><b>【意見】</b> 機密文書処理業務の委託は、個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守すべきである。</p>	<p>大竹高校に対し、広島県教育委員会個人情報取扱委託基準第4に、「契約書中に受託者が別記特記事項を遵守する旨を記載するものとする」との記載があることを確認させ、次期契約においては、条項を明記するよう指導した。</p> <p>今後も、適切な記載を指導する。</p>
<p>No. 1422 ごみ処理業務委託</p> <p><b>【意見】</b> 指名業者の登録範囲を、地域的にもっと広げて、競争性を高めるべきである。</p>	<p>戸手高校の当該業務の指名業者数は、平成18年度は3者であったが、平成20年度は8者に改善している。</p>
<p>No. 2023 豊かな体験活動推進事業業務</p> <p><b>【意見】</b> 本件委託事業は、個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成20年度からの業務委託契約については、契約書中に受託者が遵守する個人情報の取扱いについての記載をし、受託者が個人情報を適性に取扱う義務を負う契約を締結した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No. 2105 埋蔵文化財発掘調査等業務</p> <p><b>【指摘】</b>            契約書で再委託禁止業務の除外業務を決めることは広島県契約規則第6条に違反している。やむを得ず再委託をする場合は、理由を付して書面による承諾をすることにより許容できるよう、契約条項を改めるべきである。</p>	<p>平成21年度の埋蔵文化財発掘調査等委託契約から、再委託についての契約条項を改めた。            (契約条項抜粋)            第6条 乙は、委託事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。            ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。</p>
<p>No. 2259 世羅高等学校職員健康診断（尿検査）</p> <p><b>【意見】</b>            職員の尿検査委託業務の委託は、個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成21年度の委託契約においては、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、個人情報取扱に関する特記事項を遵守する旨の記載がなされている。</p>
<p>No. 2260 世羅高等学校職員健康診断（聴力検査）（血圧検査）（血液検査）（心電図検査）</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>① 職員に対する血液検査・心電図検査・聴力検査・血圧検査は、個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p> <p>② 再委託の承諾は予め書面による承諾を要する旨契約文言に明記すべきである。</p>	<p>平成21年度の委託契約においては、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、個人情報取扱に関する特記事項を遵守する旨の記載がなされている。</p> <p>平成21年度の契約書においても、再委託の承諾を書面によるものと明記されていないため、今後は契約文言に明記するよう指導した。            なお、今年度（平成21年度）において、委託契約書第5条ただし書による対応が必要となった場合には、予め書面による承諾を行うよう指導した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>No. 2261 世羅高等学校職員胸部X線検査業務</p> <p><b>【意見】</b>  職員の胸部X線間接撮影及び胸部精密検査は、個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成 21 年度の委託契約においては、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、個人情報取扱に関する特記事項を遵守する旨の記載がなされている。</p>
<p>No. 2408 福山北特別支援学校児童・生徒及び教職員尿検査・蟯虫卵検査</p> <p><b>【意見】</b>  児童・生徒及び教職員尿検査・蟯虫卵検査は、個人情報を取り扱う事務を外部に委託することになると考えられるから、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、広島県個人情報取扱委託基準に定める別記特記事項を遵守する旨を記載すべきである。</p>	<p>平成 21 年度の委託契約においては、契約書に個人情報保護に関する条項を明記し、個人情報取扱に関する特記事項を遵守する旨の記載がなされている。</p>